

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 契約の手続

第1節 一般競争入札(第2条―第14条)

第2節 指名競争入札(第15条―第19条)

第3節 随意契約(第20条―第22条)

第3章 契約の締結(第23条―第26条)

第4章 契約の履行(第27条―第41条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の手続

第1節 一般競争入札

(入札参加者の資格を定めたときの公示の方法)

第2条 市長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、市掲示場に掲示して公示するものとする。

(平23規則8・一部改正)

(入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システム(以下「電子入札システム」という。)で行う入札(以下「電子入札」という。)にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも10日前までに、市掲示場に掲示して公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期日を5日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時(電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時)
- (5) 入札保証金に関すること。
- (6) 無効入札に関すること。
- (7) 電子入札を行おうとするときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(平23規則8・一部改正)

(入札保証金)

第4条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前(電子入札にあっては、市長が指定した日時まで)に納めさせなければならない。ただし、市有財産の売却に係る一般競争入札の入札保証金の額及び単価契約を締結する場合の入札保証金の額については、その都度市長が定める。

2 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって、再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(平21規則14・平23規則8・一部改正)

(入札保証金に代わる担保)

第5条 市長は、入札保証金の納付に代え、国債若しくは地方債又は次に掲げる有価証券等を担保として提供させることができる。

- (1) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (2) 出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (3) 郵便為替証書及び定期預金証書(質権設定をしたもの)
- (4) 鉄道債券、電信電話債券その他政府の保証がある債券
- (5) 金融債券及び確実と認める社債

2 前項に規定する担保の価値は、国債及び地方債並びに同項第1号から第3号までに掲げる有価証券にあってはその額面とし、同項第4号及び第5号に掲げる有価証券にあっては額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行金額)の8割に相当する金額とする。

(入札保証金の納付の免除)

第6条 市長は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定により市長が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その者が過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加する者が、官公署又は公共的団体であるとき。

(予定価格)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し(以下「予定価格」という。)、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務の取引についての実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 予定価格は、入札者又は落札者が不在の場合において指名競争入札又は随意契約に付することとなったときにおいても変更することができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、同項の規定により予定価格調書を開札の場所に置くことに代えて、開札の日時までに電子入札システムに予定価格を登録するものとする。この場合において、当該入札を執行する職員以外の者に当該予定価格を認知されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(平23規則8・一部改正)

(入札者に対する告知)

第8条 市長は、諫早市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第51号)第2条に規定する契約にあっては、議会の議決を得たときに当該契約を締結する旨をあらかじめ入札者に告げなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第9条 市長は、令第167条の10第1項の規定を適用する場合は、諫早市建設工事入札参加資格等審査委員会に審査させなければならない。

(令6規則13・一部改正)

(最低制限価格)

第10条 市長は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第7条の規定の例により予定価格の3分の2を下らない範囲内において定めなければならない。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に併記しなければならない。

(入札の方法)

第11条 入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、市長の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに、指定の場所に提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に市長に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、電子入札に参加しようとする者は、入札金額その他市長が別に定める事項を当該電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)を併せて所定の入札期間内に市長に送信しなければならない。
- 5 前項の情報は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

(平23規則8・一部改正)

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。

- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書が指定の日時後に到着したとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき(電子入札にあつては、電子署名のないとき)、その他必要な記載事項を確認できないとき。

(平23規則8・一部改正)

(入札保証金の還付)

第13条 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に係るものについては、契約を締結した後還付し、又は契約保証金の一部に充当することができる。

(再度公告入札の公告)

第14条 入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度公告入札に付そうとするときの再度公告入札の公告は、第3条第1項の規定にかかわらず、再度公告入札の前日から起算して5日前までにするものとする。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第15条 市長は、次に掲げる場合は、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札参加者の資格を定めたときの公示の方法)

第16条 第2条の規定は、指名競争入札参加者の資格を定めたときの公示の方法についてこれを準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第17条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として3人以上の入札参加者を指名しなければならない。

(指名競争入札の通知)

第18条 市長は、前条の規定により入札参加者を指名したときは、その者に対し第3条第2項第1号及び第3号から第8号までに規定する事項を通知しなければならない。

(平23規則8・一部改正)

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第4条から第13条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約をすることができる場合)

第20条 市長は、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額を超えないものをするとき。

(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。))を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。))若しくはこれらに準ずる者として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)で定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。))を行う施

設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき省令の定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。))において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として省令で定めるところにより市長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき省令の定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第3号又は第4号の規定により随意契約による場合は、次に掲げる手続きを行うものとする。
- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。
- 3 第1項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 4 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内とするものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 5 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は当該金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
- (平18規則63・平20規則8・平23規則24・平23規則28・平24規則15・平25規則14・平26規則32・平28規則4・平29規則5・令2規則16・令4規則9・令7規則14・一部改正)

(見積書の徴取)

第21条 市長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする。

- (1) 1件の予定価格が5万円(工事又は製造の請負にあつては20万円、物品の修繕にあつては10万円)を超えないもの
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。
- (1) 新聞その他の定期刊行物及び法令集等の追録の購入
 - (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入
 - (3) 専売品等で価格が公定している物品の購入
 - (4) 既に起工された工事又は土木建築に係る設計、調査若しくは測量業務又は地籍調査に係る測量業務の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が200万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。
 - (5) 単価契約を行っている物品の購入
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難な場合
- (令3規則14・令4規則9・令7規則14・一部改正)

(予定価格調書の作成)

第22条 市長は、随意契約をしようとする場合においては、第7条第1項から第3項までの規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、当該契約が前条第2項に掲げるもの及び予定価格が30万円を超えないものは、予定価格調書の作成を省略することができる。

第3章 契約の締結

(落札決定の通知及び契約の締結)

第23条 市長は、落札者が決定したときは、直ちに入札者に落札決定の通知をしなければならない。

- 2 市長は、落札者に前項の規定により落札決定の通知をした日から7日以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供させ、契約を締結しなければならない。
- 3 市長は、第8条の告知をした契約については、議会の議決を得たときに本契約を締結することを内容とする契約を締結しなければならない。

(契約書)

第24条 市長は、契約をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約の金額
 - (3) 履行期限及び契約保証金
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 監督及び検査
 - (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (8) 危険負担
 - (9) 契約不適合責任
 - (10) 契約に関する紛争の解決方法
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 数葉をもって1通とする契約書及び請書には、当事者の印による割印がなければならない。

(令3規則6・令3規則8・一部改正)

(契約書の特例)

第25条 200万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

- 2 前項の請書又は承諾書には、契約書の例に準じ必要な事項を記載しなければならない。

(令7規則14・一部改正)

(契約書の省略)

第26条 前2条の規定は、次に掲げる場合において特に理由のあるものを除き、これを適用しない。

- (1) 30万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。

第4章 契約の履行

(契約保証金)

第27条 市長は、契約を締結する場合において、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めさせなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第28条 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第1項に掲げるもの
 - (2) 銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定による担保の価値は、同項第1号にあつては第5条第2項の規定を準用し、前項第2号にあつてはその額面とする。

(令6規則13・全改)

(契約保証金の納付の免除)

第29条 市長は、第27条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署及び公共的団体との契約又は電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (8) 不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。

(履行遅滞に対する違約金)

第30条 市長は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を徴収するものとする。ただし、天災地変等の理由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、契約保証金又は契約代金の支払の際に徴収する。

(平18規則25・平20規則9・平21規則17・平22規則7・平23規則8・平25規則6・平26規則8・平28規則4・平29規則5・令2規則16・令3規則8・令5規則12・一部改正)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第31条 市長は、契約の相手方に契約によって生ずる権利又は義務を譲渡承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任させてはならない。ただし、特別の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(契約の変更)

第32条 市長は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議して、その契約の内容を変更することができる。

(令6規則13・追加)

(契約の解除)

第33条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 監督又は検査を命ぜられた職員が、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (5) 前各号のほか、契約の相手方が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

3 市長は、契約を解除した場合において必要があるときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事用材料のうち、検査に合格したものに対しては、相当と認める対価を支払い、これを引き受けることができる。

(令6規則13・旧第32条繰下)

(契約解除に伴う違約金)

第34条 市長は、前条第1項の規定に基づき契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、契約の相手方に納付させなければならない。

(令6規則13・旧第33条繰下)

(履行の届出)

第35条 市長は、工事又は製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)についてその工事、製造等が完了したときはその旨の届出書を、物件の買入れその他の契約については、次に掲げるものを除き、その履行が完了したときはその旨の届出書を、契約の相手方に提出させなければならない。

- (1) 契約金額が30万円を超えないもの
- (2) 生鮮食料品等の購入

(令6規則13・旧第34条繰下)

(監督又は検査)

第36条 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする。

2 市長から検査を命ぜられた職員は、特別の必要がある場合を除き、市長から監督を命ぜられた職員の職務を兼ねることができない。

(令6規則13・旧第35条繰下)

(監督職員の一般的職務)

第37条 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、当該請負契約の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行中途における工事及び製造等に使用する材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

2 監督職員は、上司に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

(令6規則13・旧第36条繰下)

(検査職員の一般的職務)

第38条 市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、請負契約に係る工事、製造等の完了した旨の届出を受けたとき又は部分払の請求があったときは、その届出又は請求を受けた日から14日以内に、当該請負契約についての給付の完了確認(部分払の請求があった場合の既済部分の確認を含む。)について、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了した旨の届出を受けたときは、その届出を受けた日から10日以内に契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。
- 3 検査職員は、前2項の規定による検査又は検収を行う場合において必要があるときは、破壊検査若しくは分解検査又は使用材料の試験をして、検査又は検収を行うことができる。
- 4 第1項及び前項の検査は、監督職員及び契約の相手方又はその代理人の立会いを求めて行わなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果、当該検査に合格しない部分があるときは、契約の相手方をして指定した日までにこれを補修させ、又は改造させる等必要な措置を行わせ、再度検査をしなければならない。
- 6 検査職員は、検査を完了したときは、速やかに検査調書又は検収調書を作成しなければならない。
- 7 契約のその対価が30万円を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに検査年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書又は検収調書の作成に代えることができる。
- 8 前各項の規定は、契約を解除するときの検査の場合に準用する。

(令3規則8・一部改正、令6規則13・旧第37条繰下)

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第39条 市長は、令第167条の15第4項の規定により市職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該受託者から監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

- 2 前項の検査に係る契約の対価は、同項の書面を審査の上、支払うものとする。

(令6規則13・旧第38条繰下)

(部分払)

第40条 市長は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その完成前又は完納前に既済部分に応じて対価の一部を支払う特約をすることができる。

- 2 前項の場合においては、当該特約により支払う金額は、次に掲げる金額を超えないものとしなければならない。
 - (1) 請負契約にあつては検査調書に基づいてその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約についてはその既納部分に対する代価の全額
 - (2) 請負契約であつて既済部分又は物件の既納部分が明確に分割できるものにあつては、前号の規定にかかわらず既済部分又は既納部分に対する代価の全額
- 3 諫早市工事執行規則(平成17年規則第55号)第43条に規定する前金払(同規則第43条の2の規定による中間前金払を含む。)をした請負契約に対しての部分払は、次の式によって計算して得た金額の範囲内で支払うことができる旨の特約をすることができる。

部分払金の額＝(請負代金額×(9/10)－前金払の額)×出来形歩合

(平21規則15・一部改正、令6規則13・旧第39条繰下)

(契約保証金の還付等)

第41条 契約保証金は、契約目的物の引渡後に還付するものとする。ただし、契約の相手方の責めに帰する理由により、契約を解除した場合においては、第34条に規定する違約金に充当するものとする。

(令6規則13・旧第40条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の諫早市契約規則(昭和57年諫早市規則第15号)、多良見町財務規則(昭和39年多良見町規則第2号)、森山町財務規則(昭和39年森山町規則第1号)、飯盛町財務規則(昭和39年飯盛町規則第6号)、高来町財務規則(昭和39年高来町規則第9号)又は小長井町財務規則(昭和63年小長井町規則第7号)の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第63号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(諫早市契約規則の一部改正に伴う経過措置)

10 施行日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前項の規定による改正後の諫早市契約規則第20条第1項第3号中「行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則(平成20年規則第8号)
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの規則による改正後の諫早市契約規則第20条第1項第3号の規定の適用については、同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「障害福祉サービス事業を行う施設、障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則(平成20年規則第9号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成21年規則第15号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成21年規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成23年規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成23年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成23年規則第28号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第8条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第6号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第14号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第8条、第11条及び第14条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第8号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第32号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第5号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第14号)

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第32条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に締結し、施行日以後に履行期限の到来する契約についても適用する。

(諫早市物品会計規則の一部改正)

- 3 諫早市物品会計規則(平成17年規則第60号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和7年規則第14号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。